

負債会計にみる確率論的パラドックス

伊藤邦雄

バランスシートの裏側に凝縮されたもの

物事の本質や真の面白さは、陽の当たる表の側ではなく、むしろ裏側の影の部分にある、といわれることがある。物事の表側は、何もしなくても人々の注目を浴びる。しかし、そうした表側の仕組みやシステムは、裏側の影の部分によって支えられてはじめて成立する。あるいは、見えにくい影の部分にこそ、人間の本性や物事のあやが集約的に現れる。だから表ばかり見ていたのでは、物事の本質や真の全体像を捉えられない、というわけである。

このメタファーはどうやら、会計にも当てはまりそうである。このことを貸借対照表にたとえれば、さしずめ資産が表の部分、負債が裏の影の部分ということになるだろうか。古くから資産はその評価や概念をめぐって、多くの会計人の関心を呼び、時にはなばなしい論争を繰り広げてきた。いってみれば、資産は会計という世界の中で表舞台に長い間立ってきたわけである。それに対して、負債は貸借対照表に欠くことのできない存在でありながら、それほど目立つこともなく、舞台裏に下がっていたといえる。

しかし、こうした事情は最近大きく変わりつつある。負債の会計上の重要性が認識されつつあるからである。リース資産の計上にとまなう負債の認識、繰延収益の問題、将来役務履行債務の問題、偶発債務の問題、年金負債の問題、退職後の医療費給付の問題等、新たな負債の会計問題が脚光を浴びてきている。

もちろん、わが国でも負債がまったく問題とされなかったわけではない。早くは、昭和35年の法務省民事局による商法改正試案に端を発した引当金

をめぐる問題は多方面に波紋を投げかけ、その後多くの論議を巻き起こしたのも事実である。しかし、それ以外の負債に関しては、ごく最近まで論議が低調だったといつてよい。その背景には、やはり表舞台の資産にどうしても関心が集中したことに加えて、負債にはとりたてて議論すべき会計上の問題がほとんどないという一般的認識があったためである。

こうした事情は何も日本だけに限らず、アメリカにも多かれ少なかれ当てはまる。今世紀初等にはスプレイング¹⁾やキャッシング²⁾が負債の定義を試みたり、その後AAA³⁾やAIA⁴⁾などの会計基準の設定機関、さらにはムーニッツ⁵⁾などが負債の体系的説明に努力してきた。しかし、それらはいわば散発的なもので、必ずしも負債会計のもつ潜在的インパクトの大きさに着目したものでなかった。

アメリカで負債会計が本格的に論議されるようになったのは、FASBが概念ステートメント第3号⁶⁾、並びにその改訂版である第6号⁷⁾を出してからといえるであろう。とりわけ、負債会計論議に火をつけたのは、財務会計基準書(FAS)第87号「雇用者の年金会計」⁸⁾であったといえる。

本稿では、こうした負債会計の進展の背景を探るとともに、負債会計の問題を整理し、とりわけ将来役務履行債務の会計と年金負債の会計を主として取り上げ、現代会計がどのようなチャレンジに直面しているのか、またそれを克服する道は何か、といった問題を検討してみたい。いうなれば、負債の会計という裏側の窓から現代会計の本質的課題を描写すること、これが本稿のねらいである。

なぜいま負債会計なのか

そもそも、なぜ近年になって負債が会計的に大きくクローズアップされるようになったのであろうか。いろいろな要因が考えられる。第1に挙げられるのは、企業を取り巻くリスクが以前とは比べものにならないほど高まっていることである。オンバランスされている負債をとってみても、企業によって格差はあるものの、一般的傾向としてその金額は大きくなってきており、

したがって負債をどのように評価するかが企業のリスクを判断する上で大きな意義をもつようになってきたからである。

第2には、企業に関わるステークホルダーが広範かつ多様化するとともに、各ステークホルダーの企業に対する利害が大きくなり、ときに深刻なレベルにまで達するようになったことが挙げられる。例えば、従業員と企業との関係をもて、年金負債が膨張し、企業によってはそれを支ええないような事態が生じている。企業に対する従業員のステークが加速度的に高まり、企業の存立を脅かすほどになっているのである。また法制度の変更や社会環境の変化によって、潜在的に消費者をはじめとする各種のステークホルダーとの関係で巨額のリスクを企業が抱えるようになってきている。製造物責任、薬害訴訟、独禁法違反などなど。

第3の要因は、さまざまな新しいタイプの取引や金融商品の開発によって、オフバランスの負債や責務が潜在的に多額化していることである。そうした取引や商品は伝統的な会計基準では十分に捕捉できないため、ある時突然に顕在化するということが頻発してきている。

これら3つの要因は、いわば相乗的に絡み合っている。その結果、企業の抱える負債は顕在的にも潜在的にも以前に比べはるかに重要性を増しているのである。したがって、そうした負債をどのように会計的に取り扱うかという問題もはるかに重要となった。つまり、負債の会計的取扱い次第で、企業のリスクの評価や財務構造が一変してしまうという状況に直面しているのである。

負債概念への多様なアプローチ

負債をめぐる会計上の問題はいくつかのカテゴリーに分類することができる。

第1のカテゴリーは負債の定義または概念規定に関わるものである。負債の定義あるいは概念規定には2つのアプローチがある。1つは帰納的・記述的アプローチである。これは、現行の会計実務における負債の取扱いを観察す

ることから負債概念を帰納するやり方である。いま1つは、演繹的・規範的アプローチである。これは、会計の目的をまず規定し、その目的を実現するようであるべき負債概念を演繹するやり方である。

前者のアプローチを前提とすると、例えば、現行実務で社債を打歩発行した場合に社債発行差金を繰延経理しその残高を貸借対照表に計上するのが通常であったり、割賦販売における繰延割賦売上利益を貸借対照表の貸方に計上する例がみられる場合には、それを包摂するように負債を定義すべきか否かが問題となる。貸借対照表の貸方に計上されていることは、それが負債と同義であることを必ずしも意味しないからである。しかしながら、こうした項目の計上がポピュラーである場合には、このアプローチを採用する限り、こうした項目を負債の定義に包摂すべきか否かを検討しなければならない。

例えば次のAPBステートメント第4号の負債の定義⁹⁾は、こうしたアプローチに基づいたものといえるであろう。

「負債は、一般に認められた会計原則に従って認識・測定された一企業の経済的義務である。負債は義務ではないけれども、一般に認められた会計原則に従って認識・測定された繰延収益 (deferred credits) を含む。」

また後者のアプローチを採用すると、会計の目的を果たすために例えば完全未履行双務契約である金融商品を貸借対照表に計上する必要があると判断されれば、そうした金融商品を包摂するように負債の定義を部分修正したり、あるいは抜本的に変更したりする必要が生ずる。具体的には、例えば会計の目的として財政状態の表示と損益計算のいずれに重点を置くかによって、負債概念が異なってくることがある。

また、いずれのアプローチを採用するにしても、負債を具体的に定義するに当たっては各種の手法がある。例えば、法律上の負債に照らして定義するやり方がある。法律上の負債概念と会計上のそれが結果的には一致するか否かにかかわらず、まず前者をベースに定義しようというものである。わが国では伝統的にこのスタイルが根強い。

あるいは、資産の定義とのリンケージを意識しながら負債を定義しようと

するやり方もある。中には資産概念と非対称的に定義している文献もあるが、資産概念との一貫性や対称性を重視して定義しているものも少なくない。その代表がFASBの概念ステートメント第6号である。そこでは資産と負債が次のように定義されている。

「資産とは、過去の取引や事象の結果として、特定のエンティティによって取得されたり支配されている、発生の可能性が高い将来の経済的便益である。」

「負債とは、過去の取引や事象の結果として、特定のエンティティが他のエンティティに資産を引き渡したりサービスを提供すべき現在の義務から生ずる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲 (probable future sacrifices of economic benefits) をいう。」

このような定義の仕方は、負債の法的側面を重視するスタイルとは対照的に、負債の経済的側面や意義に着目するスタイルだといえる。

また資産概念との一貫性に重点を置いて負債概念、とりわけ繰延収益の定義を試みたものに中村教授の所説¹⁰⁾がある。以下、それを要約的に紹介しよう。

わが国の企業会計原則に大きな影響を与えたといわれるSHM会計原則は、前払費用と繰延費用を並記する一方、繰延収益についても触れてはいるものの、それを負債に含めずに特別項目として扱った。これに対し、企業会計原則は前払費用と繰延資産を「繰延勘定」と総称する一方、繰延収益には全く触れなかった。こうして今日まで企業会計原則のみならず、会計学上も繰延収益という概念が確立されずにきたのである。

こうした実情に対し中村教授は、「資産の側で前払費用と繰延資産(繰延費用)が認識されているのであるから、負債の側で前受収益と繰延負債(繰延収益)が認識されてもよいはずであるが、なぜか繰延収益という概念はない。」と批判を加えたうえで、繰延収益を次のように定義している。

「繰延収益(deferred revenues, deferred credits)というのは、収益は実現しているにもかかわらず、期間計算上その全額を受け取った年度の収益

とすることは正しくないので次期に繰延べるものである。対価を受取っているという点では繰延収益と前受収益は同じであるが、繰延収益には債務性がない点に特徴がある。」

これら以外にも、貸借対照表作成の手続きや会計上の記録手続きに言及する、いわばオペレーショナルな定義の仕方もある。この方法は、繰延収益を負債として定義したりする場合には都合がよいであろう。なぜなら動態論の立場に立って資産を「繰延費用」と定義する伝統的なスタイルと符合するからである。

しかしながら、こうした定義の仕方は少なくとも2つの点で問題を含んでいる。第1は、会計手続きは本来、実務的にも理論的にも当該取引ないしそれによって生ずる貨幣項目の本質に基づいて決まってくるものであり、したがって本質の捉え方が変われば自ずとその会計手続きも変わってくるという「依存的」性格をもつものだからである。ゆえに「依存的」性格をもつ会計手続きによって負債を定義することは妥当性を欠くといわざるを得ない。

第2に、資産を「繰延費用」として一元的に捉えられないことはかつての資産概念論争史に明らかであり、そうした論争の結果、「繰延費用」に代わって「サービス・ポテンシャルズ」という一元的な資産概念が登場したことから、こうしたオペレーショナルな負債の定義は十分とはいえないであろう。

負債の認識、測定、そして分類

この負債会計における定義を扱った第1のカテゴリーは、見方を変えれば、負債の認識の問題でもある。負債の認識の問題は大きく2つのサブカテゴリーに整理することができる。第1のサブカテゴリーは、いかなるものを会計上の負債とするかという問題と、そうした負債をどの時点で把握するかという問題からなる¹¹⁾。

第2のサブカテゴリーは、「認識」といった場合に、果たしてそれは財務諸表本体への記録・計上を意味するのか、それとも脚注表示のような財務諸

表の外側での表示を含むのかという問題である。通説は前者の狭義説だと思われるが、果たしてそう割り切ってよいか問題がないわけではない。証券市場が効率的であればあるほど、財務諸表の内と外という区別は問題ではなくなってくる。つまり、財務開示の「バウンダリレス化」が進む今日、果たしてこの問題はどうか考えればよいのか。この点についてはまた後で触れる。

負債会計の第2の категорияは測定の問題である。この問題については後に詳しく論ずるとして、ここでは測定基準として市場価値法と現在価値法の2つがあり、とりわけ後者については複雑な要素が入り込んでくるため、さまざまな困難な問題が生じてくることだけを指摘するにとどめておこう。

第3の categoriaは、特定の項目の分類にかかわる問題である。すでにわが国でも一応の決着を見ている少数株主持分の分類のように、項目によって負債と資本のいずれに含めるべきか必ずしもはっきりしない項目がある。各種の優先株やワラント債に代表されるように、負債と資本との境界が一段と不明瞭になってきているため、こうした分類の問題はますます難しくなっている。ここでも、「バウンダリレス化」が問題を複雑かつ困難にしているのである。

果たして、負債と資本の間に「中間地帯 (no man's land)」を設け、その定義を確立すべきなのか、それとも負債の定義を純化・確立し、それに照らして負債に含めるべきか、それとも資本に分類すべきかを決定すべきなのか、本格的な検討を要する点である¹²⁾。

将来役務履行債務の会計の問題点

以上のように3つの categoriaからなる負債会計は、それぞれの categoriaごとに多様で複雑な問題を抱えている。そこで以下では、現金の前受けに伴う役務提供義務である「将来役務履行負債」(future service liability)の会計と年金会計を主として取り上げ、最近の負債会計の進展が本質的にどのような課題を現代会計に投げかけているのかを検討してみたい¹³⁾。

一般的な負債は、将来において現金もしくは現金等価物を他の経済主体ま

たは個人に支払う義務を指す。こうした典型的な金銭債務は、認識・測定上の問題がまったくないとはいえないが、格別に議論する点はあまりない。そこで、以下ではこうした金銭債務とは区別される負債として「将来役務履行債務」を取り上げ、そのはらむ問題を検討してみよう。

「将来役務履行債務」とは、将来において役務を提供することを条件として顧客から前もって現金を受領したことによって生ずる債務をいう。そうした債務は多種にわたり、例えば商品の買い付けのための前受け代金、雑誌購読のための予約代金、前受け賃貸料、前受けフランチャイズ料、商品とは別個に価格づけされた製品補修料の前受金などが挙げられる。

ところで既に述べたように、FASB 概念ステートメント第6号は負債を「発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲 (probable future sacrifices of economic benefits)」と定義している。では、果たして将来役務履行債務において、こうした負債の定義は特定の測定値を帰結するのであろうか。いい換えれば、負債の概念規定と負債の測定システムとは、一義的なレンジによって結ばれているのであろうか。あるいは、こうした概念規定は負債の測定についての従来のシステムと抵触しないのであろうか。

まず商品買付け代金の前受けの例を考えてみよう。この場合、一般に認められた会計原則ないし慣行的な処理法に従えば、代金の受領時には次のような処理を行うことになる。

(借方) 現金 ××× (貸方) 前受金 ×××

そして、商品を買付けて顧客に引き渡したときに次の仕訳を行う。

(借方) 前受金 ××× (貸方) 売上 ×××

もし商品を買付けることができなかつたり、顧客が引き取りを拒否すれば、最初の受け取った現金を返還し、次の処理を行う。

(借方) 前受金 ××× (貸方) 現金 ×××

こうした会計処理は2つの考え方に基づいている。第1は、現金を受け取っただけでは収益を認識せず、一定の行動を果たしたとき（この場合は商品を顧客が受け取ったとき）に認識するという考え方である。第2は、当該小

売商は将来において経済的犠牲を伴う一定の行動をとる責務を負っており、したがって貸方残高は負債として扱うという考え方である。

さらに注意すべきは、この会計処理には確率論的観点からのある重要な前提が置かれていることである。それは、顧客が商品の引き取りを拒否するか、あるいは小売商が何らかの理由で商品を購入できないかの理由で、前受金が顧客に返還される可能性がそれなりにあるという前提である。それゆえ、前受金全額が負債として測定されるのである。

しかし、果たしてこうした前受金の返還という事態が発生する確率は最も高いのであろうか。もちろん、そのような場合もあろうが、一般には当初の予定どおりに契約が遂行されることのほうが「発生の可能性がヨリ高い」といってよいのではないか。概念ステートメントのいう「発生の可能性の高い」経済的犠牲が負債であるとすれば、発生の可能性が「ヨリ高い」場合を前提とした負債の測定が望ましいといえるであろう。

では、その場合の負債の測定はどのように行われるのであろうか。契約が遂行される場合には、小売商が強いられたる経済的犠牲は仕入れ先から商品を購入する原価に等しい資産額ということになる。いい換えれば、前受金全額が経済的犠牲ではなく、それからマージンを控除した原価相当分のみが負債として計上されるべきだということになるのである。

もう1つの例を見てみよう。それは予約購読料の例である。いま、ある雑誌出版社が、12カ月予約、支払は前金、解約は双方いずれからでも行うことができ、その時の返還額は未配布の月数に応じて決められるという条件で雑誌の予約購読を受け付けたとする。

この場合、一般的な処理法は予約を受け付けたときに、借方に現金を計上し、貸方に(前受け)予約購読料を計上する。その後、雑誌を配布するにつれて、予約購読料という負債を減額するとともに、収益を計上していく。

こうした処理法はまさに損益の認識という観点からその合理性が見いだされる。収益は雑誌が購読者に配布されて初めて認識されるというのが、通常の損益の認識基準だからである。したがって上記の負債の測定は、まさにこ

うした損益の認識・測定基準によっているといえる。

しかしながら、そうした収益の認識基準を離れて負債を測定したらどうであろうか。「発生の可能性の高い経済的犠牲」が負債であるとすれば、発生の可能性の「最も高い」事象における経済的犠牲が負債の測定値となるべきである。では、発生の可能性が最も高い事象とは何か。もちろん、予約者の中には予約を途中でキャンセルする者もあろう。しかし、最も発生の可能性の高い事象は、多くの人が予約をキャンセルせずに継続購読することによって差し支えないであろう。その場合の経済的犠牲は、予約者に雑誌を配布するコストである。つまり、予約購読料全額（もしくはそのうちの未配布相当分）が負債ではなく、それから出版社のマージンを控除した額なのである。

以上2つの将来役務履行債務の例を検討してきたが、これらに共通するのは、伝統的な収益の認識基準に従って損益の測定という視点を強調するか、「発生の可能性の高い経済的犠牲」である負債の測定を行って財政状態の測定という視点を強調するかで、負債の測定額が異なってくるという点である。と同時に、現行の実務は損益の測定という視点を優先させていることである。

このことはまた、現行の損益の認識・測定基準と確率論的観点に立った負債会計との間にコンフリットが存在していることを意味している。つまり、損益計算を優先させる現行の会計の枠組みでは、必ずしも発生の可能性が最も高い事象が会計処理に反映されないのである。この点で現行の会計制度は、確率論的観点を指向しながら、確率論的観点到に徹しきれていないといえる。

ただ、FASBは損益の測定と財政状態の測定のいずれを優先するかについて明示的な立場を表明していない。むしろ概念ステートメント第6号では、まず資産と負債を定義し、その後で他の要素——持分、包括的利益 (comprehensive income)、収益、費用、利得および損失——を資産と負債に関わらせて定義している。つまり、概念ステートメント第6号は包括的利益の定義に「資産・負債観」を採用しているのである。

それに対し、概念ステートメント第5号¹⁴⁾は、包括的利益を構成する各要素の認識に「収益・費用観」を採用している。第5号では、収益の認識に

厳格な実現テストを課しているため、結果的に包括的利益の計算の前提となる資産と負債の測定に制限を加えているのである。したがって結局のところ、FASBは厳格な収益認識基準に基づいた利益測定を、資産と負債の独立の測定基準に基づいた財政状態の測定に優先させてきたといえる。

年金負債会計の特質

続いて負債会計という視点から年金会計の問題を検討してみよう。以下では、年金会計が最も進展しているアメリカの状況に焦点を充ててみよう。

年金についての包括的な会計基準はFAS第87号である。以下、これをベースに年金会計の概要を要約しておこう。

年金に関しては3つの負債概念がある。第1は確定給付債務(Vested Benefit Obligation:以下VBOと呼ぶ)である。これは過去および現在の給与水準をベースに年金数理計算を行って得られた年金給付債務の現在価値のうち、すでに受給権が確定しているものをいう。従業員は契約によって一定期間以上勤務すれば年金を受け取る権利を獲得する。したがってVBOは、こうした従業員が法的に受給権を有している部分をいうのである。

第2の負債概念は累積給付債務(Accumulated Benefit Obligation:以下ABOと呼ぶ)である。これは過去および現在の給与水準をベースに年金数理計算を行うことによって得られた年金給付債務の現在価値をいう。したがってABOは受給権確定部分(VBO)と未確定部分から構成されることになる。

いま1つの負債概念は予測給付債務(Projected Benefit Obligation:以下PBOと呼ぶ)である。PBOは現在までの給与水準だけでなく、将来の昇給分をも考慮して年金数理計算を行って得られた年金給付債務を現在価値に割り引いた金額をいう。

これら3つの負債概念のうち、年金負債の測定に関わるのはABOであり、年金費用の計算に関わるのはPBOである。FAS第87号では、ABOが年金資産の公正価値を上回る場合に、その超過額が年金負債として貸借対照表に

計上され、かつPBOの毎年の増加額が勤務費用として損益計算書に計上される年金費用を構成するものとされているからである。もしFASBが負債概念を法的債務とする立場をとっていたとすれば、年金負債の計算に関わってくるのはABOではなくVBOとなるはずであるが、先の概念ステートメント第6号の負債の定義に従ってそのようにはしていないことに注意すべきである。

こうした年金負債会計の特徴は、将来の見積りや予測や期待といった要因が負債額を大きく左右する点にある。ABOの計算要素には従業員の退職率、死亡率、割引率などあり、これらの要素について何らかの予測を行ってABOを計算するわけである。割引率ひとつとっても、企業によって採用している割引率はさまざまである。また、同一の企業でも割引率がわずかに異なるだけで、ABOの額が大きく変わってくる。そして、こうした予測を年金アクチュアリーと呼ばれる年金数理計算のプロフェッショナルにゆだねているのである。

もちろん、会計計算に将来の見積りや予測が入ってくること自体は、何も目新しい特徴ではない。例えば、減価償却の計算にも耐用年数や残存価額の見積りが必要だからである。先に示したFASB概念ステートメント第6号の資産と負債の定義にも、それぞれ「過去」と「将来」という2つの用語が含まれていたように、今日の発生主義会計は過去の観察のみならず、将来予測を本来的に含んでいるのである。いい換えれば、そもそも発生主義会計とは、現在および過去の事象に基づいて将来（の「便益」や「犠牲」）についての期待を伝達するコスト効率的なシステムだと特徴づけることができよう。この点で、発生主義会計はまさに未来志向の会計といえるのである¹⁵⁾。

とはいえ、年金負債の会計には将来予測という要素が入り込んでくる余地が、他の会計分野に比べてはるかに大きいのである。つまり、年金計算に関わる各種の要素をいかに予測するかで、年金負債の額が大きく変動する。いわば将来予測の影響を広範かつ金額的にも大きく受けやすく、その意味で年金負債会計は「バルネラビリティ」（脆弱性）が高いといえる。まさに、「ク

リーピング・バルネラビリティ」(Creeping Vulnerability)という現代会計を襲ううねりの兆しを、年金会計の進展にみるのである。

確率論的パラドックスとその克服策

では、こうした現代会計に忍び寄る「バルネラビリティ」にどう対処したらよいのであろうか。その前にもう一度、本稿で取り上げた将来役務履行債務と年金負債の会計の特徴に照らしながら、現代会計にますます入り込んでいる、将来事象の会計の特質を整理しておこう。

そもそも「将来事象」とは、不確実性に包まれており、その意味で将来事象は確率論的性格に基づく多次元性に、その特徴がある¹⁶⁾。将来事象にはそうした性格があるにもかかわらず、現代の会計システムは決定論的に1つの会計数字に置き換えなければならない。確率論的性格のものを決定論的に扱わねばならないわけである。ここに現代会計の抱えるパラドックスがある。

年金(負債)会計はこのパラドックスがもっとも色濃く現れる分野の1つといえる。この点については既に詳しく述べたので、あらためて説明する必要はないであろう。

先に検討した将来役務履行債務もこのパラドックスから自由ではない。将来役務履行債務については、それが発生する確率は各取引によって異なる。前受金や予約購読料を全額返還しなければならない可能性もある。しかし一方で、契約を予定どおりに履行し、前もって受領した代金を返還する必要のない可能性も存在する。したがって将来事象は確率論的に多次元性もっている。にもかかわらず、会計処理に当たってはある1つの特定の測定額で示さざるを得ない。

将来役務履行債務の会計では、こうした特徴に加えて、発生の可能性の最も高い事象に焦点を充てて会計処理しているわけではないという問題をかかえている。現行の会計システムのもとでは、確率論的パラドックスによって1つの会計数値に置き換えなければならないという宿命をもつにしても、最も発生の確率の高いと期待される事象を無視して負債を測定するという矛盾

を内包している。

こうしたパラドックスをできるだけ解消するための方法は、基本的には情報論的アプローチをとることである。つまり、決定論的な会計測定によって損なわれる、将来事象のもつ確率論的な多次元性をディスクロージャーの視点からできるだけ回復する方策を考えることである¹⁷⁾。

将来役務履行債務のケースでは、当該契約が計画どおりに遂行される確率が、そうでない場合に比べて高いと予想される場合には、契約が遂行される場合の経済的犠牲の額、すなわち債務額（かつ認識された収益の額）を財務諸表の脚注等で補足開示することである。

また年金会計のケースでも、そそした情報開示を促進することができよう。例えば、FAS 第87号が年金の計算に大きな影響を与える可能性の高い割引率と昇給率の仮定に関する情報を開示することを要求しているのも、こうした努力の現れだと思われる。

さらに、年金会計の分野についていえば、現代会計のはらむバルネラビリティやパラドックスを克服するために、いくつかのディスクロージャー手法が考えられるであろう。

例えば、次のようなものが挙げられる。第1はベンチ・マーキング法である。ベンチ・マークとなる複数の仮定を置き、そのもとでの年金負債や年金費用を補足的に開示するのである。第2は上・下限法である。すなわち、上限と下限に相当する仮定を置き、そのもとでの年金負債と年金費用を補足的に開示する方法である。第3の方法はセンシティブリティ・ディスクロージャーである。例えば、割引率を1パーセントだけ上または下に変動させると、年金負債と年金費用がどのように変動するかという感応度を補足的に開示するのである。

現代会計がますます対象としなければならない将来事象は確率論的・多次元的性格を有する。こうした将来事象の予測の会計への一層の侵入は、会計のバルネラビリティを従来よりはるかに高いものとしている。しかしだからといって、会計はそうした事象を確率論的に捉えることはできない。少なく

とも財務諸表では、決定論的に1つの数字に折り畳まなければならない。

こうした現代会計の直面するパラドックスを解消し、バルネラビリティを緩和するもの、それが財務諸表を補完するディスクロージャーである。ここにこそ、ディスクロージャーの現代的意義がある。と同時に、今後のディスクロージャーはこうした意義や視点からデザインし直す必要がある。

- 1) C. E. Sprague, *The Philosophy of Accounts*, The Ronald Press Company, 1907.
- 2) J. B. Canning, *The Economics of Accountancy: A Critical Analysis of Accounting Theory*, The Ronald Press Company, 1929.
- 3) American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements*, 1948, and *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*, 1957.
- 4) American Institute of Accountants, Committee on Terminology, *Accounting Terminology Bulletin No. 1 Review and Resume*, 1953.
- 5) M. Moonitz, "The Changing Concept of Liabilities," *Journal of Accountancy*, May 1960.
- 6) Financial Accounting Standards Board. "Elements of Financial Statements of Business Enterprises," *Statement of Financial Accounting Concept No. 3*, December 1980.
- 7) ———, "Elements of Financial Accounting," *Statement of Financial Accounting Concept No. 6*, December 1986."
- 8) ———, "Employers' Accounting for Pensions," *Statement of Financial Accounting Standards No. 87*, 1985.
- 9) American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principle Board, "Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises," *APB Statement No. 4*, 1970.
- 10) 中村忠「繰延資産と繰延収益」『企業会計』, 1989年9月。また、次も参照。中村忠「会計上の負債」『会計人コース』, 1993年1月。
- 11) 負債の認識時点の問題を借入金の将来利息支払義務の問題について論じたものとして次を参照。佐藤信彦「FASBの負債概念と負債の認識」『会計』, 1994年4月。
- 12) アメリカにおけるこの問題を論じたものとして次を参照。徳賀芳弘「現代

アメリカにおける負債会計の考察」『経済論究』, 1981年11月.

- 13) 筆者の問題意識とは異なるが、この項の分析にあたっては次の文献が有益であった。R. A. Smauelson, "Accounting for Liabilities to Perform Services" *Accounting Horizons*, September 1993.
- 14) Financial Accounting Standards Board, "Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises," *Statement of Financial Accounting Concept No. 5*, December 1984.
- 15) この点については次を参照。W. H. Beaver, "Problems and Paradoxes in the Financial Reporting of Future Events," *Accounting Horizons*, December 1991.
- 16) この点については (15) の文献を参照。
- 17) 厳密にいうと、情報論的アプローチからの解決策は、将来事象のもつ確率論的な多次元性を情報開示の視点からできるだけ回復する方策だけに限定されない。例えば、将来役務履行債務の場合、将来役務履行債務は収益・費用観をとると前受代金全額によって測定されるのに対し、資産・負債観をとると原価相当額によって測定されることになる。こうしたコンフリクトを解消するには、雑誌の予約購読の例で考えると、これから配布される雑誌の原価相当分のみを将来役務履行債務とする一方、予約代金からそれを引いた額（ただし未配布分）を「未稼得予約購読料」とし、株主持分の1項目として表示するという方法が考えられる。いってみれば、「未稼得予約購読料」は「包括的利益」の構成要素ではあるが、いまだ稼得されていないという点で「利益 (earnings)」の構成要素ではない。雑誌が配布され「稼得されて (earned)」初めて「利益」とみなされるわけである。なお、この点については (13) の文献を参照。

(一橋大学教授)